

三重県農林水産部公共土木施設等における木材利用推進指針

1 趣旨

令和3年4月1日に施行された「三重の木づかい条例」に基づき、令和3年10月1日に策定した「みえ木材利用方針」において、県は、木材を利用することが可能な公共土木施設等において、積極的に木材を利用することとしている。

県産材をはじめとする木材を利用することは、森林の有する多面的機能の持続的な発揮につながるとともに、林業及び木材産業の健全な発展による地域経済の活性化に資するものである。

この指針は、農林水産部が実施する公共土木工事における公共土木施設等の木材利用をさらに推進していくため、木材利用の基本的な考え方や積極的に推進する工種等の必要な事項を定めるものである。

2 内容

(1) 基本的な考え方

農林水産部が施工するすべての公共土木施設等（農地、林地、漁場の利用又は保全上必要な公共的施設及びこれらに類する施設をいう）について、原則として木材利用を検討するものとし、施設の目的や求められる性能等を踏まえるとともに、関係法令、構造、設置場所、安全性等を総合的に判断のうえ、木材を利用するものとする。

また、利用する木材や木製品については、調達が困難な場合を除き、原則として県産材とする。

(2) 木材利用を積極的に推進する工種

木材利用を積極的に推進する工種は、別表1のとおりとする。このうち、別表2に掲げる工種については、原則として木材を利用するものとする。

また、仮設工作物や別表1以外の工種についても、可能な限り木材利用に努めるものとする。

(3) 木材利用を重点的に推進する場所

景観保全や環境保全が必要な場所や県民の目に触れる機会が多い場所については、重点的に木材利用を図るものとする。

(4) 施工上の留意点

公共土木施設等の設計にあたっては、林野庁が定める「森林土木木製構造物設計等指針」及び環境省が定める「自然公園等施設技術指針」に基づき、

積極的に木材利用を推進するものとする。

また、木材保存剤による木材の防腐・防蟻処理は、環境保全に留意し、必要に応じて適切に行うものとする。

（５）その他

関係各課は、国の機関及び市町等と各種会議を通じて木材利用推進に向けた意見交換に努めるとともに、研修会や現場見学会等を通じ、木材利用事例や新たな工種・工法等について普及啓発に努めるものとする。

森林・林業経営課は、毎年度、農林水産部における木材利用の実績について取りまとめ、三重県県産材利用推進本部に報告するものとする。

附則

この指針は、令和３年１１月１日から施行する。ただし、２（２）及び（３）の規定については、令和４年４月１日から施行する。

別表 1 木材利用を積極的に推進する工種等

工種等	柵工、筋工、型枠工、視線誘導標、治山ダム工、土留工、伏工（丸太伏工）、階段工、公園施設工、植栽支柱工、木製ガードレール、案内標識
-----	--

別表 2 原則として木材を利用する工種等

工 種 等	木材利用率	備 考
柵 工	100%	
筋 工		
案内標識		施設等を紹介するものであり、県民の目に触れる機会が多い場所で施工

※ 上記工種等に占める木材の利用の割合を「木材利用率」といい、木材利用率の算定にあたっては、現場条件や求められる性能等を踏まえ、木材利用がなじまないものは対象外とする。